

4 通学区域の弾力化 Q&A



つまり…
つうがくいき だんりょくか
通学区域の弾力化
って、何ですか？

A

小学校、中学校に通学している児童・生徒は、教育委員会が指定する学校「指定校」に通学することになっています。(注:指定校とは、住んでいる地域の学校です。)

弾力化とは、この規制をゆるやかにし、町内の希望する学校を選択できるようにすることです。



何が、変わるの？
誰でも選べるの？

A

新しく小・中学校に入学する新1年生と、新しく5年生に進級する時に、「指定校」以外の町内の学校を選ぶことができます。

ただし、学校の規模を維持するため、選択できる人数を制限することがあります。



どうやって学校を決めればいいの？

A

各小・中学校のホームページや公開授業などで、学校を研究してみてください！

事前に連絡できれば、学校を訪問することもできます。この冊子の中で、町内の学校も紹介しています。



希望者が多かったときはどうするの？

A

「指定校」を選択する人は全員入学できます。「指定校」以外の学校を希望する人は、「入学希望申請書」で申し込むことになります。受け入れ人数よりも入学希望者が多い場合には、抽選を行います。

再考期間を設けていますので、じっくり考えてください。





兄弟姉妹がこの制度を使って転校した場合には、抽選等で優先してもらえるの？



この制度は、本人の学校選択の目的の明確さを1つの要件としています。仮に、兄や姉が転校していたとしても、単にそれだけをもって優先的な扱いはしませんのでご了承ください。



抽選後、辞退せざるを得ない状況になったときには、どうすればいいの？



抽選後、どうしても辞退せざるを得ない場合には、補欠の方が繰上げになりますので、速やかに教育委員会教育課まで届け出てください。



一旦入学した後に取りやめる事はできるの？



学校を選択して入学する場合には、目的を持って主体的に行っていただくことになります。したがって一旦入学された後には、原則として取りやめることはできません。(ただし、転居等特別の事情がある場合には、この限りではありません。学校または教育委員会へご相談ください。)



通学の安全については、どのように考えればいいですか？
通学費の補助はあるの？



学校選択をした場合、町の教育委員会が住んでいる地域によって定めている「指定校」に行く場合と違って、通学については、保護者が責任を持って安全な通学に留意をお願いすることになります。

また、通学補助については、「指定校」への通学が対象で、通学補助等は行いませんので、ご了承ください。

